

教えて!!

吉野川市第2次人権施策推進計画

同和問題（部落差別）

同和問題は、1965（昭40）年同和対策審議会答申において、「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」とされ、「その早急な解決こそ國の責務であり、國民的課題である」と指摘されています。

同和問題の早期解決を図るため、1969（昭44）年の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、3度にわたり制定された特別措置法に基づく特別対策を中心に、国と地方公共団体は、同和対策事業を推進してきました。その結果、特別措置法による特別対策については概ねその目的を達成できる状況になったことから、経過措置を含めて2002（平14）年3月をもって終了しました。

しかしながら、インターネットを使った差別書き込みなど、情報化の進展に伴い、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、2016（平28）年12月9日に、部落差別は許されないものであるとする「部落差別解消推進法」が施行されました。

法律では、部落差別の解消に国民一人一人の理解を深めることにより、部落差別のない社会の実現を目的とするもので、地方公共団体には部落差別の解消に関して地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとともに、部落差別に関する相談体制の充実や、部落差別の解消に必要な教育および啓発の推進を求めています。

これまで、国、地方公共団体、関係団体などが連携し、部落差別解消に向けた施策を推進してきましたが、結婚差別・就職差別にかかる問題や住宅購入にあたっての同和地区への忌避意識、戸籍謄本などの不正取得、インターネットによる差別情報の拡散などの差別行為に加え、えせ同和行為など差別を助長する動きも発生しており、同和問題については、なお解決すべき課題が存在しています。

同和問題は、そっとしておいて解決する問題ではありません。私たち一人一人が同和問題に対する正しい理解と認識を深め、その解決に取り組んでいく必要があります。

第2回 人権の花咲くまちクイズ

問題 次の宣言の正式名称を答えてください。

1922年3月3日、全国水平社の創立大会で読み上げられた宣言文で、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」で結ばれる被差別部落出身者が自主的な運動で部落差別からの解放を目指し、2022年3月3日で100年を迎えた人権宣言は。

●正解者の中から抽選で5名の方に、記念品を進呈します。

・応募方法：はがき、メール、ファックスのいずれかに、郵便番号、住所、氏名、電話番号とクイズの答えを記入の上、人権課までお送りください。

・応募先：〒776-8611 吉野川市人権課

・締切日：7月8日（金）（消印有効）

E-mail : jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp

●問い合わせ 人権課 ☎22-2229 FAX22-2260



任期満了(7月25日)に伴い、今夏 第26回参議院議員通常選挙が執行されます

参議院には、衆議院のように解散はありませんので、任期満了（6年）により選挙が行われますが、3年ごとに半数が入れ替わるよう憲法で定められているため、3年に1度、定数の半分を選ぶための選挙が行われます。

※国の決定により、投票日などの詳細が決まりましたら、市ホームページに掲載しますのでご覧ください。また、新聞やテレビなどの報道も参考にしてください。

■投票時間

午前7時から午後8時まで（一部投票所を除く）

■開票について

投票日に即日開票します。

時間：午後9時から（予定）

場所：吉野川市交流センター

■期日前投票について

公示日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所を開設します。

投票できる方は、投票日当日、仕事や旅行・冠婚葬祭等、一定の事由に該当し、投票所へ行くことができないと予想される人です。

★期日前投票所

吉野川市役所 本館1階 111会議室（吉野川市鴨島町115番地1）

山川公民館 大ホール（吉野川市山川町翁喜台117番地）

★開設時間

午前8時30分から午後8時まで

●問い合わせ 選挙管理委員会 ☎22-2211 FAX22-2245



知ってください 発達障がいのこと

発達障がいとは、社会性（人とスムーズに関わる力）・コミュニケーションの力・想像力の弱さや自分の気持ち・行動のコントロールの苦手さ、感覚の極端さなど、さまざまな発達上の特徴が極端に現れた状態のことです。

例えば・・・

- お友達と遊ばず、いつも一人で遊んでいる
- 授業に集中できず、立ち歩いてしまう
- 読み、書き、計算などの一部だけが苦手
- 会話のやり取りが苦手で、好きな話題の時だけ一方的に話す など



発達障がいは、脳機能（使い方）の障がいであり、本人の怠けや親のしつけなどから出てくるものではありません。しかし「わがまま」、「融通が利かない」と誤解されることも多く、本人や家族がつらい思いをしていることもあります。誤解をなくし、お互いが過ごしやすくなるためにも正しい情報を知っておくことが大切です。

「徳島県発達障がい者総合支援センター」では、発達障がいに関して、乳幼児から成人まであらゆる年代層の方の、家庭生活や学校生活、就労等に関する相談をお受けしています。相談は予約制で、県内5カ所で移動相談も行っています。詳細は電話にて問い合わせください。

徳島県発達障がい者総合支援センター

●ハナミズキ：小松島市中田町新開2-2 ☎0885-34-9001

●アイリス：美馬市美馬町字大宮西100-4 ☎0883-63-5211

●問い合わせ 社会福祉課 障がい福祉係 ☎22-2263 FAX22-2260